

半田市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置及び管理する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として設置する撮影装置であって、撮影した画像及び動画を表示し、及び記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像等 防犯カメラに記録された画像及び動画をいう。
- (3) 記録媒体 画像等を記録した媒体をいう。

(管理責任者の設置)

第3条 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラ設置主管課等の長とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。
- 4 設置された防犯カメラの操作は、管理責任者又は操作取扱者が行う。ただし、管理責任者が第6条第1項第2号に基づき緊急又はやむを得ないと認める場合においては、管理責任者及び取扱者以外の者に画像等の操作を行わせることができるものとする。
- 5 前項ただし書の規定により画像等の操作を行った者は、行った操作の内容を管理責任者に報告しなければならない。

(画像等管理)

第4条 画像等の保存期間は、撮影時から原則14日以内とし、当該期間経過後は、画像等の上書き又は消去を行うものとする。

- 2 画像等の不必要な複製及び加工は行わないこととする。

(秘密の保持)

第5条 管理責任者、操作取扱者その他の画像等の操作を行った者（以下「管理責任者等」）は、画像等から知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。管理責任者等でなくなった後も同様とする。

(画像等の提供の制限)

第6条 管理責任者は、記録された画像等を第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全の確保その他公共の利益のため緊急の必要性がある場合

- (2) 法律に基づき、国又は地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪・事故の捜査のため提供を求められたことに対して協力する必要がある場合
- (3) その他法令に基づき提供する必要がある場合

2 管理責任者は、記録された画像等を提供したときは、次の各号に掲げる事項を記録及び保存しておかなければならない。

- (1) 提供日時
- (2) 提供先の名称、所在地、代表者等
- (3) 提供した画像等又は記録媒体の内容
- (4) 提供の目的及び理由
- (5) 提供した画像等の返却日時

(提供した画像等の取扱い)

第7条 管理責任者は、前条第1項各号規定に基づき、画像等を第三者に提供した場合、提供を受けた者に対し、半田市個人情報等安全管理規程第6条から第10条の規定に準ずる必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 管理責任者は、前条第1項第1号及び第3号に基づき画像等の提供を受けた者に対して、提供を受けた画像等について第三者に提供しないことを求めるものとする。

(設置等方針)

第8条 設置検討基準などに係る方針は、別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。